平成３０年（フ）第１４７号
札幌市豊平区中の島１条６丁目４番８号408号
破産者　松下　文彦
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２７２号
宮城県宮城郡利府町森郷字大窪南12番地３
破産者　板橋　勇喜
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第６９２号
仙台市泉区南光台南２丁目24番26号、従前の住所仙台市泉区松森字新田183番地の２
破産者　坂本　光伸
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第７７２号
仙台市青葉区中山８丁目13番１―907号
破産者　元木　良樹
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第９号
仙台市宮城野区岩切分台３丁目12番地の１プリマベーラＱ８号棟、従前の住所仙台市宮城野区岩切字東河原66―９　グリーンキャピタル岩切401
破産者　荒川　則子
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第４０号
仙台市若林区今泉２丁目12番２号　ロイヤルシャトー今泉Ａ―102
破産者　松田　一弘
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第５９号
仙台市青葉区立町25番14号　セントラルコテージ301、従前の住所東京都練馬区早宮２丁目４番20号　サンパルレ　302
破産者　佐藤　雅法
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３８号
山形県酒田市みずほ２丁目15番地の23　コーポみずほ102号
破産者　冨樫　英雄
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２９年（フ）第１８０号
福島県郡山市静町53番５号
破産者　家久来格次
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第１０５号
茨城県日立市大久保町５丁目２番33―102号、旧住所茨城県日立市多賀町１丁目11番24号
破産者　谷田部邦彦
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成３０年（フ）第７号
群馬県邑楽郡大泉町西小泉４丁目７番６―504号　グリーンハイツ大泉
破産者　浦野　　勇
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成３０年（フ）第６号
さいたま市見沼区春野４丁目21番地３
破産者　片桐　章人
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２７４２号
横浜市磯子区岡村７丁目３番14―６号
破産者　田代　　昭
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０７号
滋賀県米原市加勢野562番地
破産者　ＧＯＯＤＹこと　池田　憲謙
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第１０８号
滋賀県米原市加勢野562番地
破産者　イケダプランニングこと　池田貴誉子
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第１１３号
岐阜県羽島郡笠松町八幡町49番地　横山ビル３の４
破産者　馬場　達也
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第１２４号
岐阜県安八郡神戸町大字末守414番地の８
破産者　棚橋美代子
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成３０年（フ）第４０号
静岡市清水区千歳町７番16号　須賀ビル302号
破産者　伊達　修子
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部